

令和7年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年12月11日（木曜日） 午後 1時00分開議

- 第 1 議案第76号 中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第 2 議案第77号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第78号 アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第79号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第80号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第81号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第82号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第83号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第84号 令和7年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第85号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第86号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算
- 第12 議案第87号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
- 第13 議案第88号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

1番 蓮尾純一君	2番 吉田智一君
3番 高橋憲一君	4番 長谷川克弘君
5番 宮崎泰宗君	6番 細谷久雄君
7番 西浦岩雄君	8番 星川三喜男君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	大 島 朗 君
総 務 課 長	永 田 剛 君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
政 策 経 営 課 長	長 尾 享 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整 備 担 当 課 長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	北 村 哲 也 君
産 業 課 主 幹	原 岡 将 史 君
建 設 課 参 事	北 村 正 樹 君
建 設 課 上 下 水 道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 保 健 担 当 課 長	相 馬 正 志 君
保 健 福 祉 課 主 幹	西 卷 俊 英 君
保 健 福 祉 課 主 幹	五 十 嵐 弘 将 君
保 健 福 祉 課 主 幹	荒 川 亜 希 子 君
教 育 次 長	笹 原 等 君
国 保 病 院 事 務 長	西 村 智 広 君
長 寿 園 施 設 長	砂 金 昌 明 君
長 寿 園 主 幹	岡 崎 猛 智 君
会 計 管 理 者	小 林 美 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	姉 齒 彩 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆さん、こんにちは。議員各位におかれましては、令和7年第4回定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午後 1時00分）

◎議案第76号

○議長（星川三喜男君） 日程第1、議案第76号 中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 本日もよろしくお願いいたします。議案第76号 中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） よろしく申し上げます。議案第76号 中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを説明申し上げます。

3ページをお開き願います。議案第76号 中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

制定の要旨を説明申し上げます。6ページをお開き願います。制定の要旨、本条例は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第21条にのっとり、地方公共団体における情報通信技術の進展への取組に努力するため、支障となるアナログ規制の取扱いについて規定するものです。国から地方公共団体に求められていますアナログ規制の見直しは、目視規制、実地監査規制、定期検査、点検規制、常駐、専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧、縦覧規制の7項目におけるデジタルの活用での改善が求められています。中頓別町の条例規則のうちアナログ規制に該当の可能性ありとされた1,140項目を精査し、そのうち定期検査37項目、対面講習、書面掲示、往訪閲覧60項目、目視、実地検査61項目、常駐、専任15項目、記録媒体5項目の計178項目がアナログ規制の対象である旨を検証しました。本条例は、国における各規制の類型化フェーズの確認作

業に基づき当町で対応が可能と思われる方法によりこれらの規制をデジタル技術の活用により代えることができることを規定するものです。

次に、制定の内容を説明申し上げます。4ページをお開き願います。第1条の目的では法律にて努力義務とされています地方公共団体の情報通信技術の発展への対応について、職員の労力の省力化及び町民、関係企業の負担軽減を目的としてアナログ規制を廃止、デジタル化を促進することを規定しています。

第2条では、閲覧及び縦覧についてインターネットやパソコン画面の表示により行うことを標準とする旨を規定、ただし設備が整わない場合は従来のとおりとします。

第3条の点検、巡視、調査、監査及び監視については、デジタル技術を活用し、目視での点検等を免除できることを規定しています。

第4条の研修、講習及び訓練及び第5条の面接及び訪問について、インターネットを活用して行うことができるよう規定します。

第6条の工事等における現場代理人の常駐及び第7条の工事等における主任技術者、監理技術者の選任について、オンライン会議や遠隔監視装置等の情報通信機器により常駐や選任を免除できるよう規定します。ただし、安全性や適切な管理が可能であると工事監督者または業務担当者が判断した場合に限ります。

第8条の定期検査の公表については、原則インターネットを活用することを規定します。

第9条では、契約はシステムが整った場合は電子契約を標準とすることを規定します。

第10条では、電子請求書を受理することを規定しています。

第11条は、町長への委任の規定となっています。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 中頓別町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議案第77号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第77号、中頓別町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第77号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

7ページをお開き願います。議案第77号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

改正の要旨を説明申し上げます。15ページをお開き願います。改正の要旨、本条例は電子情報処理組織を使用した電子申請に係る条例です。国の法律である情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正及び第16条第1項の趣旨にのっとり条例の一部を改正するものです。具体的には、アナログ規制に関する規定を盛り込みながら納付規定の追加、部分申請規定の追加、町の機関等の事務の簡素化の追加、様式の変更の規定の追加、添付書類等の省略の規定の追加、電子情報処理組織の使用に関する状況の公表についてインターネットの利用による公表に変更するものです。下段に参考としまして情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第16条第1項の条文を掲載しております。

次に、改正の内容を新旧対照表を基にご説明申し上げます。11ページをお開き願います。第1条ではこの条例に係る国の法律を規定、第2条の定義では第11号として電子情報処理組織の定義を追加しました。

第3条第5項では、手続における手数料等について電子情報処理組織を使用する方法で納付できる規定を追加、規則では納付書の発行ではなく、納付連絡により通知するものとしたしました。

第6項では、部分申請規定を追加するものであり、電子申請で対応できない部分を除き、電子申請を可能とするものです。なお、今後の電子情報システムの発達により不可とされている対面による本人確認はインターネットで、また原本確認においても電磁的記録の添付により代えることができる旨を規定をしています。

第4条第1項の処分通知等に関しては、電子情報処理組織を第2項で定義しましたので、

括弧書きを削除、また希望により書面等で処分通知等を交付できる旨を規定します。これは、当町のDX推進計画にのっとり住民の希望によりデジタルでも書面でも適用可能とする規定としています。

第7条第3項では、手続の簡素化のみならず、町の機関等の事務の簡素化及び合理化にも努めるという規定を追加しています。

第4項は様式の変更を規定するもので、条例等で掲げている様式を簡素化、合理化を実現するため変更できる旨を規定しています。規則では、施行段階における様式の変更及び国の電子手続における標準様式の使用を可能としています。

第8条は、添付書類等の省略を規定するもので、規則で定めるものとしては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条に規定されている手続における添付書類の省略としました。

第9条における手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表については、事前、事後とも告示を原則としていましたが、法の改正によりインターネットの利用により事後の使用状況を公表するよう規定をしております。

10ページをお開きください。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま総務課長から説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

蓮尾君。

○1番（蓮尾純一君） 具体的にどのように町民側にメリットというか、具体的な事例をちょっと、こういう事例でこういうふうはこの条例を使いますというのが少しあれば、教えていただきたいなと思います。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 具体的には、いろいろあるとしかちょっと言いようがないのですが、今やっていますのは住民票の例えば申請とかです。そういうものでいけば、電子上で申請をすることを受付をしていたり、始めてはきてはいるところでした、その他電子申請で申請できるように様式を今整理しているところになっていまして、各課でいろいろ申請をするもの、例えば公営住宅の申請とかもそうですけれども、そういったものも電子上で申請をしてもらおうようなことも可能になっているというところで、確認書類についても電子上で確認できるものについてはそれをもって、今までは書類的なものを持ってきてもらっていましたが、そういったものも随時電子上で確認をできるものはそれで済ませていこうというもので、なるべく電子上で完結をしていこうということで、全体的に今いろんなものをそろえていっている最中でして、そういった行政上の手続をそういうものに移行しているというところでございます。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第3、議案第78号 アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第78号 アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第78号 アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例の制定についてを説明申し上げます。

16ページをお開き願います。議案第78号 アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例の制定について。

アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

制定の要旨を説明申し上げます。31ページをお開き願います。改正の要旨、国から地方公共団体に求められていますアナログ規制の見直しは目視規制、実地監査規制、定期検査、点検規制、常駐、専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧、縦覧規制の7項目に加え、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制が対象となり、デジタルを活用し、対応できるよう規定の見直しが求められています。このうち本整備条例により対面規制、書面掲示規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制に該当する規定の見直しを図るため、関係する8つの条例を改正するものです。このほか条例、規則等に規定されているアナログ規制は多く存在しており、また技術の進歩により新たなアナログ規制が該当することとなる場合があることから、引き続き関係する条例、規則等の改正

を進めていくものいたします。

次に、制定の内容を説明申し上げます。21ページをお開き願います。第1条の改正となります町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例では、費用弁償を支給できる者を従来の現地出席を求めた者のほか、オンライン会議による出席を求めた者も対象とするよう改正するものです。

第2条の改正では、中頓別町交通安全基本条例ですけれども、事故防止策を講じるための交通事故の調査方法を現地調査に限定しないよう「現地」の文言を削除いたします。

第3条の改正、中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例では、記録できる媒体が磁気ディスクに限定されている規定を電磁的記録媒体として範囲を広げることができるよう改正するものです。

4条の改正、中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、それと第5条の改正、中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、それと第6条の改正、中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、それと第7条の改正、中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、それと第8条の改正、中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例では、利用申込者等にサービスの選択に資すると認められる重要事項の説明に使用するための文書に代えて使用できる媒体として規定する磁気ディスク、CD-ROMその他について、これを電子的記録媒体として範囲を拡大するほか、事業者が事業所内に書面掲示することとなっている運営規程や体制など利用申込者のサービス選択に資する重要事項についてインターネットにより公衆に閲覧することを規定します。

21ページをお開き願います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 アナログ規制の見直しに伴う関係例規の整備に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号

○議長（星川三喜男君） 続きます。日程第4、議案第79号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第79号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、総務課、石川担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課住民担当課長。

○総務課住民担当課長（石川章人君） よろしくお願いたします。議案第79号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案33ページをお開き願います。議案第79号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

それでは、議案46ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。改正の要旨、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、それに伴い中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。1、公示送達では、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行うものであります。

2、町民税では、控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するとともに、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に関わる規定の整備を行うものです。

3、たばこ税では、加熱式たばこに関わる国、地方のたばこ税の課税方式について重量のみに応じた紙巻きたばこに換算するほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとするなど見直しがなされ、所要の措置が講じられることに伴い、課税標準の特例を新設するものであります。

また、改正の概要については次項に記載しておりますので、ご参照願います。

続きます。改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案39ページをお開き願います。第18条につきましては、公示事項について不特定多数の者が閲覧できるように措置を取るとともに、掲示についても電子的表示の閲覧表示の措置を行うものとなっております。

その下の第18条の3では、第18条の改正により不要となった文言の削除を行ったも

のであります。

議案40ページの第34条の2から第36条の2、議案41ページ下段までは、特定親族特別控除額の創設に伴う改正となり、控除の項目として特定親族特別控除額を新たに追加するものとなります。

議案42ページ上段、第36条の3の2と下段、第36条の3の3では、関係機関などに提出する扶養親族等申告書内に特定親族の記載欄を追加するものとなります。この特別控除の創設については、人手不足の昨今、企業がアルバイト学生を雇う中、特に大学生の子を持つ親向けの特別控除となり、特定親族控除と同額の所得控除が受けられる仕組みとなっております。

次に、議案44ページ、上段の附則、第16条の2の2の新設についてですが、加熱式たばこに関わるたばこ税の課税標準の特例となります。令和8年4月1日以後の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこについて、当分の間となりますが、区分に応じ定められた方法により換算した紙巻きたばこの本数によるものとする改正となります。

同項中段、第1号では、紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの換算法として、加熱式たばこの重量が0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算するもの、ただし加熱式たばこの重量0.35グラム未満のものについては紙巻きたばこの1本に換算するものとするものであります。

同項下段、第2号の1では、先ほどご説明しました前項以外の加熱式たばこについては0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算するもの、ただし加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満のものについては加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻きたばこ20本に換算するもの、議案45ページ上段、第2号の2では前項1号と2号以外の換算法を売渡しが行われた1個当たりの重量に同項各号に掲げる区分ごとの合計重量を紙巻きたばこの本数に換算するもの、中段、3号はその重量に0.1グラム未満の端数があるときは切り捨てるものとするもの、4項各号については加熱式たばこと併せて使用されるなど一定の喫煙用具、製造たばこみなされるものについては最低課税の適用は受けない旨を規定しております。

議案36ページをお開き願います。中段、附則となります。第1条では施行期日を令和8年1月1日から施行するものであり、附則第16条の2の次に加えました改正と附則第4条の規定については令和8年4月1日から施行する旨を規定するもの、附則第2条では公示送達の間経過措置を規定、附則第3条では町民税に関する経過措置を規定するもの、附則第4条ではたばこ税の経過措置を規定するものとなります。

以上、ご説明となります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号

○議長(星川三喜男君) 日程第5、議案第80号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第80号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、建設課、北村参事から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 北村建設課参事。

○建設課参事(北村正樹君) 議案第80号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

48ページをお開きください。議案第80号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

51ページをお開きください。改正の要旨でございます。中頓別町住宅建設促進助成条例は、町民の持家住宅を促進するため、町内に住宅を新築または増改築する者に対し経費の一部を助成することにより町民の定住促進と生活環境の向上を目的とするものでございます。本条例には、町民が自主施行にて建設した住宅、新築や増改築であります。これらについての明確な記載がなく、このようにして住宅を建設した町民への助成を行うことが難しい状況となっているため、自主施行による住宅にも助成を行うことができるよう条例に追記するものです。

50ページをお開きください。新旧対照表にて説明いたします。第2条、定義では4号に自主施工、請負契約等によらず自ら施工するというを追加、第4条、助成では3号に「第1項各号の規定に関わらず、個人で自主施工により建設した住宅については、前項に定める助成金の額を準用する。」を追加するものです。

49ページを御覧ください。下段、附則です。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 先ほど別件で情報提供があつて、そのときに北村参事のほうとお話しすることはできたのですけれども、なのでちょっと町長からもお話を伺いたいと思ひました。今回かなりのレアケースである自主施工分も追加するというこゝで、説明としては分かるのですけれども、これ制定されたのが最初は多分平成16年とかなので、から20年以上経過して、言つたら自主施工的なことって昔のほうがよくあつたのではないかなと思ひます。それなのに、そこまで適用されていなかつたのになぜ今になつてなのか、そして4月に遡及するというこゝです。今年度からの適用というこゝで、これ改正の要旨としてただなかつたから含みますだけでは弱いと思ひますので、例えば建築費等の高騰で今後自主施工が増える見込みがあるとか、もうちょっと説明必要なのではないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 今のご質問の中で以前のほうが多かつたのではないかというお話がありましたけれども、私の認識の中ではそういう事案があつたというちょっと記憶がなく、ないかなというふうに思ひて、今お話を伺ひました。本来この条例を制定した段階でこういうケースもあるということをおぼえておければ一番よかつたのだというふうに思ひますけれども、議員おっしゃつたように、かなりレアな、まれなことかなというふうには思ひます。建築確認を取つたり、あるいは助成に当たつては固定資産税の評価をして行ふというふうなことから、一定住宅の品質というふうなところについても担保されているということが前提での助成ということになるのかなというふうには思ひています。この中で、助成の考え方として町内の建設事業者の支援というか、育成というか、そういう側面もあつて、町内の建築業者で施工した場合についてはその他より上乗せをするというふうな位置づけを持っているのですけれども、このようなケースについては地元の建設業につながらないというか、そういうところもあるので、町外の助成と同額にするというふうにして抑えた経緯もあるというふうには思ひます。自主施工で運用として住宅の品質等についてしっかり担保できるような基準とか、何かそういうことも整備する必要があるかなというふうには改めて思ひますので、今後多様な施工の形態に対応して中頓別町で住宅を建てて、永住していただける、その目的に沿つた助成として効果を持ていければいいかなというふうに考へておりますので、ご理解を賜ればというふうには思ひます。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 自主施工ということ、割合は町外に合わせてというふうなこともお答えありました。確かに町長おっしゃるように、私もまるっと1軒ご自身で建てられたケースというのが果たして中頓別でもあるのかな、何かもしかしたらあるのではないかな

なという感じではいたのですけれども、ただ例えば離れのものを造ったりとか、もともとある住宅にちょっと増築する部分で自分でやったりというようなケースは私も存じ上げたりするところがあるので、そういったところもこれが今後今まで適用されなかった部分が適用できるということであれば、それは一ついいと思うのです。ただ、多分今4月に遡及するというのは今年度の実績ということで、想定されているところが恐らく1件あると思うのです。私も存じ上げているつもりではあるのですけれども、ただそこでいえば多分店舗も兼ねていると思う。店舗兼住宅みたいなところなので、商工業振興支援の適用も恐らくあるのだと思うのです。そういったケースも、今後あるか分かりませんが、今回は多分そういうケースになると思います。その辺が店舗と住宅の面積とかで分けてそれぞれ適用するというようなことだったりするのか、その辺ちょっと今後に向けても明確にしておく必要があるのではないかなと思いますので、担当課のほうでもいいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課参事。

○建設課参事（北村正樹君） ただいまの質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、例えばの話、店舗と住居が同居して1つの棟、建物になっているという場合には、本条例に立つと住居部分の面積割りの案分して補助、助成金が算定されるのかなというように思います。そして、なおかつその他の条例が適用になった場合、両方とも助成の対象になるのかどうかというのも慎重に確認して、執行していきたいと考えています。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 分かりました。ちょっと定かではないところもあるかなと思うので、ぜひしっかりと詰めて、今後活用される方がいればぜひ分かりやすく活用していただくようにしていただきたいと思います。ただ、1点、自主施工というそもそも格安でできるものにあえて補助する仕組みを用意するということですから、今想定されているたった1件というようなことにならないように、2件目以降の実績にもつながるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第80号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号

○議長（星川三喜男君） 日程第6、議案第81号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第81号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、笹原教育次長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原教育次長。

○教育次長（笹原 等君） 議案第81号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案52ページをお開き願います。議案第81号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

55ページをお開き願います。改正の要旨でございますが、これまで統廃合をしてきました町の学校ですとか現在の中頓別小学校、中頓別中学校の歴史を受け継ぎ、令和8年4月からは義務教育学校中頓別学園として新たな枠組みに移行するため、改正をするものでございます。義務教育学校中頓別学園では、1、幼児教育積み上げ型、2、先導的学び、3、教育委員会協働型、4、教育と支援の融合、この4つを教育の柱に掲げ、子供たち一人一人が主役となれる未来を紡ぐ居場所だらけの学校を目指した教育活動を展開してまいります。

54ページにお戻り願います。新旧対照表にてご説明をいたします。第1条中「小学校、中学校」を「義務教育学校」に、また第2条では小学校の名称及び位置に関する規定を義務教育学校に改めるとともに、別表に関する規定を追加、第3条の中学校の名称及び位置に関する規定及び別表第1、別表第2を削るものでございます。

53ページを御覧ください。附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第7、議案第82号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第82号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） それでは、議案第82号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町一般会計補正予算。

令和7年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,583万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,450万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前6億6,990万円から変更後6億6,900万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。除雪機械整備事業の限度額を変更前5,120万円から変更後5,030万円とするもので、事業費確定に伴う起債額の減額であります。

2点目、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前1億2,560万円から変更後1億2,740万円とするもので、記載の方法、利率、償還の方法に変更はございません。道路照明更新事業の限度額を変更前1,000万円から変更後1,500

万円とするもので、交付金が採択にならなくなったことに伴う起債額の追加、除雪機械整備事業の限度額を変更前6,270万円から変更後5,950万円とするもので、事業費確定に伴う起債額の減額であります。

3点目、起債の目的、緊急しゅんせつ推進事業債の限度額を変更前800万円から変更後1,130万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。河床掘削事業として、大雨に伴う平賀内川上流部の倒木除去工事を実施するための追加計上であります。

続きまして、地方債の追加であります。起債の目的、子ども・子育て支援事業債では、限度額を740万円とし、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。対象事業の限度額は、認定こども園エアコン設置事業520万円、保健センターエアコン設置事業220万円です。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に68万円を追加し、3,617万4,000円とするもので、内容は町有財産維持管理事業、10節需用費で町有住宅のボイラー修繕費用50万円を追加、13節使用料及び賃借料でカーナビ等に附帯されるテレビ受信機能において発生するNHK放送受信料18万円を追加するものです。詳細につきましては、別に配付しております建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に140万3,000円を追加し、9,685万6,000円とするもので、内容は地方バス路線維持対策事業、18節負担金補助及び交付金で都市間バス天北号に対する補助金に利用者減に伴う不足が見込まれるため104万1,000円を追加、町民活動支援展開事業、10節需用費でコミュニティー施設モトマツダの燃料代、光熱水費に不足が見込まれることから、36万2,000円の追加計上であります。詳細につきましては、政策経営課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額に19万5,000円を追加し、427万8,000円とするもので、天北線バス関連施設維持補修事業、10節需用費でバスターミナル内に設置しているストーブの修繕費用として同額を追加。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額より2,000円を減額し、5,823万4,000円とするもので、税務事務事業、10節需用費で標準化業務の本稼働による変更通知書、納付書の新規購入が必要となったことにより67万2,000円を追加、13節使用料及び賃借料では総合行政システムの利用料に67万4,000円を減額、標準化の本稼働により利用料実績を勘案して減額するものであります。詳細につきましては、総務課住民グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額に1万1,000円を追加し、26

9万円とするもので、国勢調査、10節需用費に同額を追加、国勢調査に係る経費の不足額を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に34万6,000円を追加し、3,235万1,000円とするもので、社会福祉総務事業、8節旅費に不足が生じるため7万9,000円の追加、10節需用費で集落支援員用車両の修繕料26万7,000円を追加するものです。詳細につきましては、保健福祉課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

16ページをお開きいただきまして、2目老人福祉費では、既定額に144万1,000円を追加し、1億5,576万7,000円とするもので、中頓別町入浴料助成事業で窓口業務改善のため対象者への入浴券を郵送する費用として10節需用費で5,000円、11節役務費で2万2,000円の追加計上、また養護老人ホーム運営事業、10節需用費で111万4,000円を追加、物価高騰により不足が見込まれる燃料費、光熱水費、給食費での追加のほか、厨房トイレ及び非常用電気蓄電池に係る修繕費用の追加計上、さらに12節委託料にて外部サービス利用者増からの30万円の追加計上であります。詳細につきましては、養護老人ホーム長寿園作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3目国民年金費では、既定額に41万4,000円を追加し、45万7,000円とするもので、国民年金事務事業、12節委託料で同額を計上、本年度の税制改正により特定親族特別控除が新設されたことに伴うシステム改修費用の追加計上であります。

4目障害者福祉費では、既定額に905万7,000円を追加し、1億3,455万7,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、12節委託料にて障がい者福祉システムの標準化に伴い、ネットワーク構築のための委託料78万1,000円の計上、13節使用料及び賃借料にてガバメントクラウド利用料43万1,000円の計上、さらに19節扶助費にて不足が見込まれる障害者総合支援給付金784万5,000円の追加計上であります。

8目介護福祉センター費では、既定額に255万5,000円を追加し、842万2,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、17節備品購入費に同額を計上、保健センターホール等3室にエアコンを設置し、クーリングシェルターとして利用することとします。さらに、保健センター健診室のストーブが故障のため取替え費用の追加計上であります。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に変更はございませんが、児童手当支給事業、19節扶助費で児童手当の実績見込みにより108万3,000円を減額し、22節償還金利子及び割引料で過年度の国庫及び道費負担金の返還額108万3,000円を組替えするものです。

4目認定こども園費では、既定額に523万5,000円を追加し、2,747万2,000円とするもので、認定こども園事業、17節備品購入費に同額を計上、認定こども園の園児ホール、会議室等4室にエアコンを設置します。詳細につきましては、認定こ

ども園作成の補正予算説明資料をご参照願います。

18ページをお開きください。9目妊婦のための支援給付事業費では、既定額に4万1,000円を追加し、84万1,000円とするもので、妊婦のための支援給付事業、22節償還金利子及び割引料に同額を計上、過年度の国庫及び道費負担金の返還額を計上するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目病院費では、既定額に474万7,000円を追加し、2億2,923万7,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、運営事業補助分として追加するものです。

6目診療所費では、既定額に33万5,000円を追加し、1,988万1,000円とするもので、歯科診療所運営事業、17節備品購入費に同額を追加、歯科診療所にて使用しているレセプト用パソコンのOSのサポート終了に伴い更新費用を追加するものであります。

2項上水道費、1目上水道施設費では、既定額に17万円を追加し、1億24万3,000円とするもので、水道事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、11月1日の大雨による取水対応のための費用追加に伴い、一般会計から負担を追加するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に90万1,000円を追加し、9,383万5,000円とするもので、内容は農業振興事業、1節報酬に8万9,000円、13節使用料及び賃借料に43万7,000円を計上、哺育育成センターの除雪作業に係る人件費と作業用機械のリース料であります。さらに、中山間地域等直接支払交付金交付事業、18節負担金補助及び交付金に対象面積の確定に伴う増額分37万5,000円を追加するものであります。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に6万円を追加し、2,536万2,000円とするもので、有害鳥獣対策費、10節需用費に同額を追加、ヒグマ捕獲用箱わなの補強修理費用の計上であります。

20ページをお開きいただきまして、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額より334万9,000円を減額し、3億2,753万2,000円とするもので、除排雪事業、17節備品購入費より同額を減額、ロータリー除雪車の事業費確定に伴う減額。

3項河川費、1目河川総務費では、既定額に330万円を追加し、1,335万6,000円とするもので、河川維持、14節工事請負費に同額を追加、大雨による平賀内川上流域の倒木や土砂除去工事を実施するものです。

6項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に変更はございませんが、公営住宅維持管理事業、15節原材料費より10節需用費に不足が見込まれる公営住宅の修繕費50万円を組み替えるものです。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から304万8,000円を減額し、1億3,

080万7,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を計上。

別に配付しております令和7年度一般会計予算別紙内訳明細書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと思っております。また、南宗谷消防組合中頓別支署作成の補正予算補足資料も別に配付させていただいておりますので、併せてご参照願います。明細書の1ページになります。9款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費では、既定額から557万2,000円を減額し、836万8,000円とするもので、消防本部事業、18節負担金補助及び交付金にて同額を減額、本部費歳出が65万2,000円の減額となるほか、歳入で前年度繰越金492万円が特定財源として繰り入れられることにより、合わせまして557万2,000円の減額となるものです。

2目中頓別支署費では、既定額に235万7,000円を追加し、1億1,142万9,000円とするもので、消防署管理事業、10節需用費、光熱水費で電気料金高騰のため21万5,000円を追加、修繕費では8月27日の宮下地区の落雷により過電流により故障した消防庁舎車庫排気ホース修繕及び小頓別消防詰所の屋根に設置されている伸縮式散水栓等への内部破損、劣化により取替え修理が必要となったため、修繕料11万5,000円を追加するものです。消防庶務業務では10節需用費で新規採用予定の職員制服費153万2,000円を追加、警防業務事業では10節需用費で燃料費高騰のため14万1,000円の追加、さらに修繕料で消防車、大型水槽車（掬水）であります、ブレーキ、電気制御システム、ブースト圧力センサーの故障により16万7,000円の追加、17節備品購入費で空気呼吸器附属の要救助用フードが経年劣化により交換が必要となったため12万4,000円を追加、救急業務事業では10節需用費で高規格救急車のリアハブベアリングの修繕に伴う不足額6万3,000円を追加するものであります。

2項非常備消防費、1目中頓別消防団費では、既定額に16万7,000円を追加し、850万8,000円とするもので、消防分団管理業務、10節需用費で燃料費14万7,000円、光熱費2万円をそれぞれ不足見込額として追加するものであります。

予算書にお戻りいただきまして、20ページを御覧願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額より162万8,000円を減額し、14億3,845万4,000円とするもので、中頓別学園整備事業、12節委託料にて来年度工事を施工する必要性が生じているアプローチ道路工事に伴う設計業務委託料に不用額が見込まれるため、工事監理業務委託料より770万円を組み替えます。さらに、13節使用料及び賃借料にて木製遊具レンタル料の撤去費用分162万8,000円を減額するものであります。詳細につきましては、教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に1,044万2,000円を追加し、4,642万5,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、12節委託料で今年度導入予定の公務用端末、GIGA端末に係るセットアップシステム環境の構築、新しい施設開設に向けたネットワーク構築のサポート業務費用770万円を計上、17節備品購入費

では公務用端末の精査に伴う不足分161万8,000円を追加計上するものであります。

3項中学校費、22ページをお開きいただきまして、1目学校管理費では、既定額に852万6,000円を追加し、4,206万4,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、12節委託料で小学校同様公務端末、GIGA端末セットアップ等委託料778万円を計上、17節備品購入費では公務用端末の精査に伴う不足分74万6,000円を追加計上するものであります。

4項社会教育費、2目町民センター費では、既定額に55万円を追加し、999万1,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、10節需用費に同額を追加、不足が見込まれる燃料費、光熱水費の追加。

3目社会教育施設費では、既定額に15万円を追加し、1,184万8,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、10節需用費に同額を追加、不足が見込まれる光熱水費の追加であります。

5項保健体育費、4目学校給食費では、既定額に27万5,000円を追加し、2,491万3,000円とするもので、学校給食事業、3節職員手当等に同額を追加、会計年度任用職員勤勉手当、住宅手当に不足が見込まれることから、同額を追加するものであります。人件費の詳細につきましては、24ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に490万8,000円を追加し、1億7,992万円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金に同額を追加、自動車学校事業特別会計において冬期間講習、除雪に要する費用に対する繰出金311万円、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）において介護報酬改定に伴うシステム改修委託料等に対する繰出金106万4,000円、介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）において特別養護老人ホームに係る燃料費、光熱水費、修繕費等の不足に対する一般会計からの繰出金73万4,000円を追加するものであります。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額に1,811万5,000円を追加し、1,866万4,000円とするもので、畜産振興基金費、24節積立金に同額を計上、循環農業支援センターの建物災害共済保険を積み立て、後年度以降の施設設備の改修、修繕等の財源として活用する予定としております。

予算書8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に6,583万円を追加し、63億6,450万7,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開き願います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に392万2,000円を追加し、7,827万8,000円とするもので、3節障害者自立支援給付費国庫負担金に同額を追加、歳出、民生費、障害者総合支援給付費に対する国負担分であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に41万2,000円を追加し、3,710万4,000円とするもので、1節年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に14万5,000円、8節国民年金事務費交付金に26万7,000円を計

上、歳出、民生費、国民年金事務事業年金生活者支援給付システム税制改正対応業務、総合行政システム改修業務に対する補助金として計上するものであります。

5目土木費国庫補助金では、既定額から500万円を減額し、1億3,687万8,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金に同額を計上、国庫補助金の採択がなかったことにより皆減するものであります。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に196万1,000円を追加し、5,124万5,000円とするもので、5節障害者自立支援給付費道負担金に同額を追加、歳出、民生費、障害者総合支援給付金に対する道負担分であります。

2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に29万4,000円を追加し、1億3,602万4,000円とするもので、7節中山間地域等直接支払交付金に同額を追加、歳出の農林水産業費、中山間地域等直接支払交付事業の追加に対する補助金であります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に1万1,000円を追加し、525万3,000円とするもので、1節統計調査事務委託金に同額を計上、国勢調査の経費として道から追加購入されるものであります。

16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入では、既定額に55万円を追加し、55万1,000円とするもので、1節物品売払収入に同額を追加、ロータリー除雪車1台の販売代金を計上。

12ページをお開きいただきまして、18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に1,929万6,000円を追加し、7,944万7,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出、教育費、小学校及び中学校公務端末、GIGA端末購入及びセットアップ等業務委託料、民生費、養護老人ホームの施設修繕費、諸支出金、施設介護サービス事業、設備改善費用の繰出金に充当するものであります。

10目地域公共交通活性化基金繰入金では、既定額に104万1,000円を追加し、3,003万4,000円とするもので、1節地域公共交通活性化基金繰入金に同額を追加、歳出、総務費、地方バス維持路線対策費補助金に充当。

11目財政調整基金繰入金では、既定額に1,349万3,000円を追加し、2,079万9,000円とするもので、1節財政調整基金繰入金に同額を計上、一般財源の財政調整に係る計上であります。

20款諸収入、4項受託事業収入、2目歯科診療所受託事業収入では、新たに13万6,000円を計上するもので、1節歯科診療所受託事業収入に同額を計上、後期高齢者保険事業、歯科健診委託料を歳入として計上。

6項1目雑入では、既定額に1,811万4,000円を追加し、4,797万7,000円とするもので、1節雑入に同額を追加、循環農業支援センターに係る建物災害共済保険金であります。

21款町債、1項町債、2目辺地対策事業債では既定額より90万円を減額し、6億6,

900万円とするもの、4目緊急自然災害防止対策事業債では既定額に180万円を追加し、1億2,740万円とするもの、6目緊急しゅんせつ推進事業債は既定額に330万円を追加し、1,130万円とするもの、9目子ども・子育て支援事業債では新たに740万円を計上するもので、いずれも内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に6,583万円を追加し、63億6,450万7,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたが、議場の時計で14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時27分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

ただいま一般会計補正予算の説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 予算で2か所ですけれども、保健センターとこども園にエアコンを設置するというので、財源としては子ども・子育て対策事業債というもの、起債を活用してということなのですけれども、クーリングシェルター的な、多分保健センターのほうはそういう感じになって、クーリングシェアとかスポットという感じで使えると思うのですけれども、なので中頓別も暑くなっていますので、できることならもっともっと設置してほしいというようなところもあるのではないかなと思うのですけれども、これ町内の公共施設等でこの事業債というものに該当するのはそもそもこども園と保健センターぐらいしかないのか、ほかの子供たちが使うような郷土資料館とか柔剣道場、モトマツダ、また新しい学校、こういったところにも活用できる可能性というのは今後あるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） 子ども・子育て支援事業債につきましては、子ども・子育てに係る施設のみということで、いろいろ調査したところ、やはり保健センターの子供の健診で使っている部屋ですとか、ホールも本来いろんな方が使っているのですが、健診専用施設ということで位置づけさせていただいて、今回事業債の対象にさせていただきました。もう一つは、こども園の今エアコンのついていない部屋ということでいろいろ調査した中で、不特定多数の幅広い年代が使う部屋というものが対象にならないというふうになっておりますので、今のところこの2施設かなというふうに考えております。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） もしかしてそういう感じかなとも思ったので、あんまり幅広い方が使うところは厳しいということだというふうに思います。なので、もしかしたら新しい学校で子供たちが主に使うような部分とかというのは該当になったりするかどうか、それももし分かれば再度伺いたいと思いますけれども、クーラー、エアコン、そもそもなのですけれども、保健センターのほうでいうと家庭用的なクーラーと思われるのが2台ぐらいとホールが予算でいうと183万円とかなので、かなり違うので、大がかりなものになるのかなと思います。こども園のほうでいくと4台が安めのもので、児童ホールのほうが446万円、一式となっていて、こども園のほうも説明資料的なものがあるのはあるのですけれども、合計金額520万円とかというぐらいしかなくて、保健センターのほうも写真が1つありますけれども、パナソニックの家庭用みたいなエアコンの写真しかないかなと思うので、何かほかに金額の高いものとか分かる資料とかなかったのか。せめてどんなものを設置する想定なのか、天井埋め込みなのかとか、ちょっと説明していただきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

保健センターのホールのほうは、大きなもので29畳用というものをちょっと今想定しています。小さい部屋のほうについては14畳ぐらいのエアコンを想定しておりまして、値段が大分違うというところはあるんですが、あと図面等の足りない部分はまた後ほど必要であれば出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 大島教育長。

○教育長（大島 朗君） ただいまのこども園のエアコンの設置の見込みですけれども、会議室って書いているのは、これ地域交流スペースで子供たちが使うということでご承知おきいただきたいのですけれども、これらについては現在保育室に設置されている家庭用の大きめのものということになってはいますが、ホールについては天井が大変高いためにそれらの設置ができずに、据置型のホール用のものということで、それを2台設置するということで見積りをいただいたところ、工事も含めてこの額に、2台分ということになっております。これについても先日設置する場所等を確認をしていただいたため、資料等間に合っていないところもありますので、また後日必要に応じて提出したいと思います。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） 小学校、中学校等の義務教育施設に関しては、この子ども・子育て支援事業債の対象とはならない。あくまでそちらはそちらでの措置ということで、対象にならないということをお願いします。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第8、議案第83号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第83号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 遠藤副町長。

○副町長(遠藤義一君) 議案第83号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和7年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ311万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,929万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

事項別明細書の歳出からご説明をさせていただきます。10ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に311万円を追加し、6,929万4,000円とするもので、3節職員手当等で時間外勤務手当において4月から9月までの実績と10月から3月までの繁忙期における予定時間数に不足が生じることが想定されることから、今回補正するものであります。今年度は入校生の送迎業務を担当する臨時職員1名と除雪を担当する臨時職員1名が現在確保できていないため、教習等の業務を担当する職員によって業務を進めなければならないことから、今回の補正になったところではあります。また、繁忙期においては教習時間の延長や、あるいは

土曜、日曜等の開講を予定しているため、時間外勤務手当の時数に不足が生じることによって今回の補正となったものであります。

6 ページをお開きください。歳出合計、既定額に 3 1 1 万円を追加し、歳出合計を 6, 9 2 9 万 4, 0 0 0 円とするものです。

続いて、歳入についてご説明をいたします。8 ページをお開きください。4 款繰入金、1 項 1 目繰入金では、既定額に 3 1 1 万円を追加し、2, 5 7 1 万 8, 0 0 0 円とするもので、一般会計からの繰入れで対応するものであります。

4 ページをお開きください。歳入合計、既定額に 3 1 1 万円を追加し、6, 9 2 9 万 4, 0 0 0 円とするもので、歳入歳出のバランスを取ったところであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 8 3 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 3 号 令和 7 年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 4 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第 9、議案第 8 4 号 令和 7 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 8 4 号 令和 7 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第 8 4 号 令和 7 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。令和 7 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 7 年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,541万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に19万8,000円を追加し、948万4,000円とするもので、10節需用費で標準準拠システムの様式に係る納入通知書の印刷代として9万9,000円を計上するものでございます。13節使用料及び賃借料では、国保の事務処理標準システムネットワークに係る利用料について9万9,000円を新たに計上するものとなります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、8目特定健康診査等負担金償還金では、既定額に12万8,000円を追加し、12万9,000円とするもので、22節償還金利子及び割引料で令和6年度北海道国民健康保険給付費等交付金の確定により特定健康診査等負担金に係る償還金12万8,000円を追加計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に32万6,000円を追加し、2億3,541万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金につきましては、既定額に19万8,000円を追加し、1億8,942万8,000円とするもので、1節保険給付費等交付金（特別交付金）で道繰入金（2号分）19万8,000円について歳出の一般管理事業に係る経費に充てるため補正するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金では、既定額に12万8,000円を追加し、12万9,000円とするもので、歳出の特定健康診査等負担金償還金に充てるため、前年度繰越金12万8,000円を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に32万6,000円を追加し、2億3,541万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第84号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号 令和7年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第10、議案第85号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第85号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長(西村智広君) よろしくお願ひいたします。議案第85号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願ひます。まず初めに、正誤表を提出させていただいておりますことを深くおわび申し上げます。全体金額に修正はございませんが、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

総則、第1条、令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

病院事業収益につきましては、既決予定額に474万7,000円を追加し、6億976万4,000円とするものです。

病院事業費用では、既決予定額に474万7,000円を追加し、6億976万4,000円とするものであります。

他会計からの補助金、第3条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。

一般会計補助金につきましては、既決予定額に474万7,000円を追加して、2億2,796万3,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第4条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

棚卸資産購入限度額を既決予定額に400万円を追加して、4,908万6,000円とするものです。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。17ページをお開き願います。別に配付しております補足説明資料の2ページもお開き願います。1款病院事業費用、1項医薬業費用、1目給与費は、組替えを行うものでありまして、既決予定額4億210万1,000円に変更はございません。給料としましては退職者に関わる給料780万円を減額、職員の退職に伴う派遣看護師の増員のため報酬に780万円を追加といたしております。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費では、既決予定額に300万円を追加し、4,651万5,000円とするもので、薬品費の200万円の追加は治療薬購入の見込み及び带状疱疹ワクチンなど助成対象となり、購入量の増加による追加であります。診療材料費の100万円の追加は、診療材料の高騰及び検査試薬の購入数の増加に伴うもので、それぞれ執行状況を勘案しての増額であります。

3目経費の既決予定額に174万7,000円を追加し、8,472万2,000円とするもので、燃料費の100万円の追加は重油の購入単価の増及び執行見込みによる追加であります。修繕費の59万7,000円の追加は、消防設備点検等で指摘のありました報知器等の修理に伴う修繕費の追加であります。雑費の15万円の追加は、派遣看護師住宅3戸分に関わる除雪費用の追加であります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。15ページをお開き願います。1款病院事業収益、3項医薬業外収益、3目他会計負担金では、既決予定額に474万7,000円を追加し、1億6,881万7,000円とするもので、他会計負担金に同額を計上、運営費補助金として薬品費200万円、診療材料費100万円、燃料費100万円、修繕費59万7,000円、雑費15万円分を追加計上するものであります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第85号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号

○議長（星川三喜男君） 日程第11、議案第86号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第86号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算につきまして、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） よろしくお願いたします。議案第86号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

議案1 ページ目をお開き願います。令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和7年度中頓別町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

水道事業収益につきましては、既決予定額に17万円を追加し、1億5,447万3,000円とするものです。

水道事業費用では、既決予定額に17万円を追加し、1億5,447万3,000円とするものであります。

他会計からの補助金、第3条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を、次のとおり補正する。

補助金名、一般会計繰入金につきまして、既決予定額に17万円を追加し、1億24万3,000円とするものであります。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出のご説明をいたします。9ページをお開き願います。また、別に配付しております水道事業会計説明資料をご参照ください。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費において既決予定額に17万円を追加し、1,223万1,000円とするもので、燃料費に同額を計上、11月1日の大雨により仮復旧状態であった取水施設が目詰まりを起こし、取水量の確保が困難となったことから、消防へ給水活動を依頼、浜頓別町の協力を得て、消防タンク車により浜頓別町で保水した水を浄水場配水池へ給水を実施、浜頓別及び枝幸消防タンク車による給水活動に要した燃料費及び水道車に要する燃料費についても不足が見込まれることから、自動車用燃料費として7万円追加するものです。また、取水施設の復旧までの間水中ポンプによる取水体制を取ったことから、発電

機稼働に要した燃料費及び浜頓別、枝幸消防タンク車から浄水場配水池へ給水する際に要したエンジンポンプの燃料費に不足が見込まれることから、その他燃料費として10万円追加するものです。

次に、収益的収支の収入のご説明をいたします。7ページをお開き願います。1款水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金において既決予定額に17万円を追加し、4,307万6,000円とするもので、他会計繰入金に同額を計上、収益的支出の燃料費の補正に伴い収益のバランスを取るために設定するものです。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第86号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号

○議長（星川三喜男君） 日程第12、議案第87号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第87号、令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計保険事業勘定分補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第87号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

議案1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算。

令和7年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定める

ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ568万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,470万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に137万7,000円を追加し、356万7,000円とするもので、12節委託料のうち介護保険システム制度改正改修委託料について介護報酬改定等に伴うシステム改修のため委託するもので、137万7,000円を追加するものでございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、2目介護予防サービス計画給付費では、既定額に8万8,000円を追加し、107万8,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防サービス計画に係る給付費について今後の見込みにより予算が不足するため、追加補正するものでございます。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、既定額に219万3,000円を追加し、560万6,000円とするもので、17節負担金補助及び交付金で通所介護及び訪問介護に係る介護予防サービス給付費につきまして今後の見込みにより予算が不足するため、追加補正するものでございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、既定額に46万5,000円を追加し、276万6,000円とするもので、1節報酬で会計年度任用職員の報酬について不足が見込まれるため、追加するものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、既定額に156万5,000円を追加し、379万1,000円とするもので、償還金事業において令和6年度の介護給付費負担金の精算による額確定により介護給付費負担金国庫返還金について99万8,000円を計上、また地域支援事業支援国庫交付金返還金につきましても令和6年度の地域支援事業交付金の精算による額確定により56万7,000円を計上、合わせて156万5,000円を補正するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に568万8,000円を追加し、2億6,470万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額に3万9,000円を追加し、6,488万7,000円とするもので、先ほど歳出でご説明いたしました2款保険給付費で計上しております介護予防サービス計画給付費に充当するため、標準給付

費（介護給付費交付金）を追加。

2目地域支援事業支援交付金では、既定額に131万3,000円を追加し、404万6,000円とするもので、同じく3款地域支援事業費で計上しております介護予防・生活支援サービス事業の通所介護及び訪問介護に係る介護予防サービス給付費に充当するため、標準給付費（地域支援事業支援交付金）を補正するものでございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に1万8,000円を追加し、4,004万9,000円とするもので、歳出の2款保険給付費で計上しております介護予防サービス給付費に充当するため標準給付費について計上。

2項国庫補助金、1目調整交付金から3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても歳出で計上しております2款保険給付費及び3款地域支援事業費の各事業に充当するため、それぞれ補正するものでございます。

6目介護保険事業費補助金では、新たに68万8,000円を計上するもので、歳出の1款総務費で計上しております介護保険システム制度改正改修委託料に係る国の補助金として計上するものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に1万1,000円を追加し、3,803万8,000円とするもので、歳出の2款保険給付費で計上しております介護予防サービス給付費に充当するため、標準給付費（介護給付費負担金（道））を計上。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では、既定額に27万4,000円を追加し、102万8,000円とするもので、歳出の3款地域支援事業費で計上しております介護予防・生活支援サービス事業の通所介護及び訪問介護に係る介護予防サービス給付費に充当するため補正するものでございます。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、既定額に9万円を追加し、87万5,000円とするもので、歳出の3款地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業の会計年度任用職員の報酬に充当するため補正するものでございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に106万4,000円を追加し、3,914万円とするもので、1節介護給付費繰入金から10ページ、3節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、歳出で計上しております2款保険給付費及び3款地域支援事業費の各事業に充当するため、それぞれ補正するものでございます。4節その他繰入金につきましては、1款総務費の介護保険システム制度改正改修委託料の財源とするため補正するものとなります。

8款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に156万5,000円を追加し、379万2,000円とするもので、歳出の5款諸支出金の償還金事業における介護給付費負担金国庫返還金及び地域支援事業支援国庫交付金返還金の財源とするため156万5,000円を補正するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に568万8,000円を追加し、2億

6, 470万2, 000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第87号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第13、議案第88号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第88号、令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計施設介護サービス事業勘定分補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願ひいたします。議案第88号、令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計施設サービス事業勘定補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和7度中頓別町の介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,585万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1

款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に73万4,000円を追加し、2億3,585万円とするもので、10節需用費では灯油及び重油の燃料費に不足が生じるものとして49万円、ガス代として光熱水費に不足が生じるものについて8万円を追加補正するものです。修繕費では、厨房のトイレが経年劣化により故障し、修繕が必要となっております。総額21万2,000円を特別会計、一般会計で案分し、16万6,000円を追加するものです。非常用電源蓄熱電池交換では、非常用発電機蓄電池が経年劣化により蓄電設備が起動せず、蓄電池の交換に伴い総額11万6,000円を特別会計、一般会計で案分し、5万8,000円を追加するものです。詳細につきましては、老人ホーム長寿園作成の補正予算補足説明書をご参照願います。

6ページをお開き願います。歳出、既定額に対し73万4,000円を追加し、2億3,585万円といたしました。

続きまして、歳入のご説明をします。8ページをお開き願います。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に対して不足する収入について一般会計繰入金73万4,000円を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入、既定額に対し73万4,000円を追加し、2億3,585万円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第88号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星川三喜男君） 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に、皆さんのところに配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長の申出のとおり決することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(星川三喜男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(星川三喜男君) これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回中頓別町議会定例会を閉会といたします。

(午後 3時13分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員